

要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育基本法第4条第3項及び学校教育法第19条の規定に基づき、小学校、中学校に在籍し、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、その要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。交付に関しては、天理市教育委員会補助金等交付規則（平成15年3月天理市教育委員会規則第1号。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助要件等)

第2条 小学校、中学校に在籍し、経済的理由により就学が困難と認められ、要保護及び準要保護の保護基準に該当し、認定を受けた児童・生徒の保護者に対して就学援助を行うものとする。

2 補助の対象となる経費及び補助金の額は、国庫補助対象経費によるものとする。

3 補助金の申請及び請求手続きは、小学校長、中学校長が関係書類提出のうえ行うものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請する場合は、児童生徒就学援助費補助金交付申請書（様式第1号）を天理市教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 前条の書類を受理し、交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第2号）によりその旨通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第5条 小学校長、中学校長は、補助金の交付決定通知書の写しとともに、補助金等交付請求書（様式第3号）により請求しなければならない。ただし、事情の変更により、補助金の額に変更が生じたときは、関係書類を天理市教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。